

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を平成5年9月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月22日から同年10月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、平成5年4月にC株式会社D事業所に入社し、同年9月22日にA株式会社B事業所に転勤となった。両社は系列会社で給与も引き続き支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社B事業所から提出された人事異動簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間について同社に勤務し（平成5年9月22日にC株式会社D事業所からA株式会社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないとしている上、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、同事業所は申立人の資格取得日を平成5年10月1日として社会保険事務所に届出を行ったこと

が確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月まで  
社会保険事務所 (当時) で納付記録を確認したところ、申立期間について申請免除期間となっており納付した記録が無いとの回答をもらった。  
しかし、昭和 61 年 5 月に過去の申請免除期間の保険料を追納したはずであり、当該期間について申請免除期間とされていることに納得がいかない。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立書と共に提出のあった申立人の夫の手紙には、「妻は、昭和 61 年 5 月頃に、自宅に来た国民年金の集金人に、過去の申請免除期間の追納金として 20 万円を渡した。」旨の記載があるが、当時の状況を知る申立人及びその夫は既に死亡していることから、申立人が追納したとする具体的状況が不明である。

また、申立期間は申請免除期間であることから、申立期間について国民年金保険料を納付する場合は追納の手続が必要となるが、申立人の夫の手紙には同手続が行われたことをうかがわせる記載は無い。

さらに、A 市では、国民年金被保険者名簿は既に廃棄されており、申立内容について確認することができない上、同市の回答でも「資料が無く不明である。」としていることから、申立人が追納したことを裏付ける事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から41年9月まで  
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。  
しかし、私は、国民年金の集金人に月々の保険料を渡していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後に番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和43年5月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間のうち36年12月から41年3月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間及びその前後を通じてA市以外に住所の異動が無いとしていることから、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳は、昭和43年5月28日に発行されていることが確認できる上、同手帳には、41年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載があるところ、当該記載は、A市が保管している国民年金被保険者名簿に記載された資格取得日と一致している。

加えて、申立人が所持する国民年金保険の領収証書を見ると、昭和41年10月から42年3月までの保険料を47年5月18日に特例納付していることが確認できるところ、特例納付は制度上、先に経過した月の分から順次納付することとされていることから、当該納付日の時点では、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間であったものと考えられるが、これ

らの記録に反して、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年10月までの期間、61年2月及び同年3月、63年8月及び同年9月並びに平成6年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から同年10月まで  
② 昭和61年2月及び同年3月  
③ 昭和63年8月及び同年9月  
④ 平成6年8月及び同年9月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、各申立期間の国民年金保険料については、母が役場の窓口において現金で納付しており、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、転職の都度、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身が保険料納付に直接関与していない上、母親から聴取しても、各申立期間の保険料納付をうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年11月12日に社会保険事務所（当時）からA町（現在は、B町）に払い出されていることが確認できるところ、戸籍の附票によると、申立人は昭和60年3月以降、A町以外に住所の異動が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は国民年金の加入手続をこの時期に行っているものと推認できるが、当該手帳記号番号払出時点で、申立期間①及び②に係る保険料は過年度保険料となるため、A町役場において現年度納付することはで



きない上、B町では、「A町役場では過年度保険料は扱っていなかった。」旨の回答をしており、役場の窓口で納付したとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立期間③及び④に係るオンライン記録は、社会保険事務所において平成13年8月20日に記録補正が行われ、国民年金の加入記録を遡って追加したため未納期間となったことが確認できることから、申立期間③及び④当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月から 53 年 4 月まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、私は、毎年冬期間の季節雇用者としてA株式会社に勤務し、B業務を行っていた。申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間の一部について、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、「関係書類は廃棄済みのため不明である。」旨回答しており、申立内容を確認できる関連資料及び供述等は得られなかった。

また、当該事業所が加入するC健康保険組合に対し、申立人の加入記録について照会したところ、「現在管理する電算記録に申立人の加入記録は無いほか、当組合では申立期間当時の関係届書を全て保管しており、当該期間の届書を点検したが、申立人が当組合の被保険者として健康保険に加入したことを確認できる関係届書は見当たらない。」旨回答しており、申立内容を確認できる供述等は得られない。

さらに、当該事業所が申立期間当時加入していたD厚生年金基金（平成＊年に解散。）の事務を承継する企業年金連合会に対し、申立人の加入記録について照会したところ、「申立人に係る厚生年金基金の加入記録については、

当連合会では管理されていない。」旨回答しており、申立内容を確認できる供述等は得られない。

加えて、申立人は、冬期間の季節雇用者として申立期間の毎年11月頃から翌年4月頃まで当該事業所に勤務した旨主張しているが、雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間中に同事業所とは異なる複数の事業所に勤務していたことが確認でき、申立人の主張とは一致しない。

その上、オンライン記録によると、申立人が共に季節雇用者として勤務していたとして名前を挙げた同僚3人についてもA株式会社に係る厚生年金保険の加入記録が無いほか、当該同僚及び同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが確認できる者のうち、所在が確認できた23人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ8人から回答を得られたが、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、このうち一人は、「季節労働者として一緒に勤務していた同僚に聞いたところ、当時は厚生年金保険に加入させてもらえず、医療保険も会社では加入させてもらえなかったので、役場から国民健康保険の遠隔地証の交付を受け持参していたと言っていた。」旨供述している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月19日から平成7年1月1日まで  
日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」の記録と、勤務していた株式会社Aから支給された給与月額を記載した家計簿を対比すると、当該家計簿に記載された給与月額の方が高額になっているので、申立期間について、実際の給与月額に見合った標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社A（以下「本店」という。）の支店という立場で店舗を経営し、家計簿に記載のとおり本店から給与を支給され、自身に支給された給与の中から独自に雇用したアルバイトの給与を支給していた旨主張している。

一方、本店では、申立人に支給すべき総支給額から、アルバイトの給与及び経費を控除した残余を給与として支給していたと供述しており、申立期間当時の厚生年金保険料の控除額が確認できる資料として、昭和57年1月分及び平成4年3月分の賃金台帳が提出されたところ、当該台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、当該被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額が遡って減額訂正処理された形跡もない。

さらに、申立人が名前を挙げ、かつ、上記賃金台帳に記載された同僚二人についても、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人から提出のあった家計簿からは、給料及びアルバイトへの支払額の記載は確認できるものの、厚生年金保険料の控除を推認できる記載は無く、当該家計簿から申立期間の厚生年金保険料の控除額を推認することは困難である上、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 20 日から 46 年 8 月 30 日まで  
② 昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 8 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び事業所名簿によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は正確な事業主の名前及び同僚の氏名を記憶していない上、商業登記簿においてもA事業所は確認できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 50 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる者 10 人のうち、住所が判明した 3 人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、「申立人はC業務に従事していた。」旨供述しており、期間の特定はできないものの、申立人は同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿では、B事業所は昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年

金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B事業所は、昭和52年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述等は得られない。

さらに、前記回答が得られた同僚は、「自分も厚生年金保険には昭和50年5月から加入しているが、46年9月からB事業所に勤務していた。保険料の控除に関しては何も分からない。」旨供述している。

このほか、申立期間①及び②について厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 20 日から同年 12 月 21 日まで  
② 昭和 31 年 12 月 26 日から 32 年 2 月 5 日まで  
③ 昭和 32 年 2 月 6 日から同年 3 月 12 日まで

年金事務所に船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、船員保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、船員手帳に記載されているとおり、昭和 31 年 9 月から船舶 A に乗船し、途中下船はしたものの、雇い止めとなった 32 年 3 月まで勤務していたので、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録によると、申立人は、昭和 31 年 9 月 20 日に船舶 A の船員として雇い入れられ、同年 12 月 20 日に雇い止めされた後、再び同年 12 月 26 日に雇い入れられ、32 年 3 月 11 日に雇い止めされたことが確認できる。

しかしながら、船舶所有者台帳によると、申立人が乗船していたとする船舶 A は、船員保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、船舶 A の船舶所有者の親族が経営する B 株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和 32 年 2 月 5 日に資格取得及び同日に資格喪失と記載されていることが確認できるものの、当該記録以外に申立期間における船員保険の加入記録は見当たらない。

さらに、B 株式会社に係る上記被保険者名簿において、申立期間当時、船員として乗船していたことが確認できる者 9 人に対し、申立人の乗船実態及び保険料控除の状況を照会したところ、4 人から回答を得られたが、いずれ



も「自分は船舶Aには乗船していない。申立人が船舶Aに乗船していたか否かは分からない。」としており、申立てを裏付ける回答を得ることができなかった。

加えて、申立人が所持する船員手帳において、申立期間当時、船舶Aの船長と記載されている二人に対し、申立人の乗船実態及び保険料控除の状況を照会したところ、申立期間②及び③当時の船長とされる一人から回答を得られたが、「自分は当時、船舶Aの船長をしていたが、申立人が申立期間について船舶Aに乗船していたか否かは分からない。船員手帳の記載と船員保険の記録が合わない人は多いようだ。」としており、申立てを裏付ける回答を得ることができない。

その上、申立期間当時の船舶所有者は既に死亡していることから、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から45年4月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA株式会社に勤務しており、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA株式会社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、商業法人登記簿においても、同社は確認できない。

また、申立人は申立期間当時の正確な事業主の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚3人については、個人を特定することができず、所在が不明であることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間後、B株式会社に勤務したとしているが、申立人の同社における雇用保険の被保険者資格取得日は昭和44年10月12日となっていることから、申立期間のうち同日以降は同社に雇用されていたことが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月20日から35年4月1日まで  
② 昭和35年11月20日から36年1月20日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、各申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、各申立期間にA株式会社に勤務しており、B業務に従事していた。毎年、冬期間に同社で働いており、申立期間については、B業務に関連する資格試験を受験していることから勤務していたことは間違いない。各申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の弟である元同僚の供述から、各申立期間について、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所では、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について、「申立期間当時の関連資料が無く不明であり、季節労働者の厚生年金保険の取扱いについても分からない。」としており、申立人の勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚14人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無等について照会したところ、9人から回答を得られたが、申立人の厚生年金保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。